

「登記されていないことの証明書」の取り方

◎ 申請書用紙 ⇒別紙（法務省所定のもの）をご利用ください。

なお、最寄りの法務局・地方法務局（いずれも本局）で窓口申請される際はそこにも備え付けてあります。

また、法務省のホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）からダウンロードしたり、同省（法務局）の登記・供託インフォメーションFAXサービス（Tel03-3519-4755。情報番号は4212）によりファクシミリで取り寄せもできます。

◎ 申請書の作成上、注意していただきたいこと

⇒別紙留意事項（法務省所定のもの）を、まず、よくお読みください。

⇒「証明事項」では、成年後見制度を全く初めて利用される場合には、□成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。（後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明が必要な方）にチェックしてください。

⇒「◎証明を受ける方」欄には、**申立ての対象となるご本人**の事項を記入してください。その際、③住所と④本籍は、どちらも記入してください。

◎ 法務局の案内

◇東京法務局民事行政部後見登録課（郵送取り寄せをする場合は、ここ1ヵ所のみ）

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

Tel 03-5213-1360（直通）

◇神戸地方法務局（訪問して窓口申請をする場合）

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎

（JR「三ノ宮」駅、阪急・阪神「三宮」駅から南南西へ徒歩約15分
水上警察署隣）

Tel 078-392-1821（代表→戸籍課・成年後見登記係に）

◇大阪法務局（訪問して窓口申請をする場合）

〒540-8544 大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎

（地下鉄谷町線「天満橋」駅下車3番、4番出口徒歩5分
京阪「天満橋」駅下車14号階段徒歩8分）

Tel 06-6942-9459（戸籍課直通→成年後見登記係に）